

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県		1.9E+5		190,000.0		3.8E+4	38,350.8	228,350.8
8	茨城県					1.6E+3	2.4E+4	25,902.0	25,902.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					1.5E+1	5.6E+1	71.0	71.0
12	千葉県					8.0E-1	1.3E+0	2.1	2.1
13	東京都	1.0E-1			0.1		5.0E-1	0.5	0.6
14	神奈川県					1.0E+1	1.7E+3	1,740.3	1,740.3
15	新潟県		2.3E+0		2.3		2.8E+3	2,826.0	2,828.3
16	富山県						1.3E+3	1,300.0	1,300.0
17	石川県								
18	福井県	1.1E+0			1.1		1.1E+1	11.0	12.1
19	山梨県								
20	長野県						2.6E+3	2,600.0	2,600.0
21	岐阜県						5.2E+2	520.0	520.0
22	静岡県					1.1E+3		1,100.0	1,100.0
23	愛知県		1.1E+1		10.6	2.0E-1	3.3E+3	3,296.5	3,307.1
24	三重県						7.3E+2	730.0	730.0
25	滋賀県						3.4E+1	34.0	34.0
26	京都府								
27	大阪府					9.6E+0	1.5E+2	159.0	159.0
28	兵庫県						3.4E+2	340.0	340.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						4.8E+2	480.0	480.0
34	広島県								
35	山口県						3.1E+1	31.0	31.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		2.2E+3		2,200.0				2,200.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全国		1.2E+0	1.9E+5		192,214.1	2.7E+3	7.7E+4	79,494.2	271,708.3

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。